

第3回幕別町議会臨時会

議事日程

平成15年第3回幕別町議会臨時会

(平成15年5月23日 9時57分 開会・開議)

開会・開議宣言(会議規則第8条, 第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
1番 豊島善江 2番 中橋友子 3番 野原恵子
- 日程第2 会期の決定 5月23日(1日間)
(諸般の報告)
- 日程第3 議案第37号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第38号 平成15年度幕別町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議案第39号 平成15年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第40号 工事請負契約の締結について
(幕別北ふれあい交流館建設工事(建築主体))
- 日程第7 市町村合併調査特別委員会の設置

会 議 録

平成15年第3回幕別町議会臨時会

1. 開催年月日 平成15年5月23日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 5月23日 9時57分宣告
4. 応集議員 全議員
5. 出席議員 (21名)
議長 本保征喜
1 豊島善江 2 中橋友子 3 野原恵子 4 牧野茂敏 5 前川敏春
6 助川順一 7 堀川貴庸 8 乾 邦広 9 小田良一 10 前川雅志
11 杉山晴夫 12 佐々木芳男 13 古川 稔 14 坂本 偉 15 芳滝 仁
16 中野敏勝 17 永井繁樹 18 伊東昭雄 20 大野和政 21 瀬瀬太郎
6. 欠席議員 19 千葉幹雄
7. 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 助 役 西尾 治 収 入 役 小野成義
教 育 長 沢田治夫 総務部長 新屋敷清志 企画室長 金子隆司
民生部長 石原尉敬 経済部長 中村忠行 建設部長 三井 巖
教育部長 藤内和三 札内支所長 瀬瀬良征 総務課長 菅 好弘
企画参事 飯田晴義 町民課長 熊谷直則 税務課長 久保雅昭
保健福祉センター所長 佐藤昌親
農林課長 増子一馬 土木課長 田中光夫 施設課長 小野典昭
水道課長 前川満博 都市計画課長 高橋政雄 糠内出張所長 横山義嗣
会計課長 堂前芳昭 車両センター所長 橋本孝男 学校教育課長 飛田 栄
生涯学習課長 長谷 繁 図書館長 平野利夫 監査事務局長 森 広幸
8. 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
9. 議会提出議案
市町村合併調査特別委員会の設置
10. 町提出議案
議案第37号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第38号 平成15年度幕別町一般会計補正予算(第2号)
議案第39号 平成15年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
議案第40号 工事請負契約の締結について
(幕別北ふれあい交流館建設工事(建築主体))
11. 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
12. 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
1 番 豊島善江 2 番 中橋友子 3 番 野原恵子

議 事 の 経 過

(平成15年 5月23日 9:57 開会・開議)

[開会・会議宣告]

- 議長（本保証喜） ただいまから、平成15年第3回幕別町議会臨時会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

- 議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（本保証喜） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に1番豊島議員、2番中橋議員、3番野原議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（本保証喜） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
異議なしと認めます。
したがって会期は、本日1日限りと決定いたしました。

[諸般の報告]

- 議長（本保証喜） この際、諸般の報告を事務局からいたさせます。
○事務局長（高橋平明） 19番千葉議員より欠席の届出があります。

[人事異動による職員の紹介]

- 議長（本保証喜） 次に、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。
西尾助役。
○助役（西尾治） 5月20日付けにおきまして人事異動を実施しておりますので、異動した職員につきましてご紹介をさせていただきたいと思えます。
最初に、部長職でありますけれども、議会事務局長 高橋平明、教育部長 藤内和三。
課長職であります。総務部総務課長 菅好弘、企画室参事 飯田晴義、出納室会計課長 堂前芳昭、経済部農林課長 増子一馬、建設部都市計画課長 高橋政雄、教育委員会生涯学習課長 長谷繁、教育委員会図書館長 平野利夫、監査委員会事務局長 森広幸。
以上であります。どうぞよろしくお願ひいたします。
○議長（本保証喜） お諮りいたします。
日程第3、議案第37号から、日程第7、市町村合併調査特別委員会の設置までの5議件は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。
(異議なしとの声あり)

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第37号から、日程第7、市町村合併調査特別委員会の設置までの5議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（本保証喜） 日程第3、議案第37号幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第37号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案の説明資料、1ページをお開きいただきたいと思います。

このたびの改正につきましては、本年3月末に地方税法が改正されたことに伴うものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第2条につきましては、課税額につきまして規定をいたしているものであります。第3項におきまして、国民健康保険税のうち、介護納付金課税額に係ります課税限度額を7万円から8万円に引き上げるものであります。

第11条につきましては、国民健康保険税の減額、いわゆる所得状況に応じた7割軽減等を規定しておりますが、この軽減額の額の限度額も、第2条第3項と同様に7万円から8万円に引き上げるものであります。

第13条につきましては、国民健康保険税に関する申告を規定しているものでありますけれども、地方税法の附則第35条の2の4が削除されましたことから、条例におきましても関連規定を改めるものでございます。

附則第8項につきましては、地方税法におきまして「商品先物取引」が「先物取引」に改められましたことから同様に改正するものであります。

附則第9項につきましては、国民健康保険の被保険者が雑所得を有する場合におきまして、先物取引に係ります差金等決済をしたことにより損失を生じた時には、その生じた損失金額につきましては、その損失が生じた翌年度以降3年内の各年分の先物取引に係る雑所得等の金額から繰越控除をすると規定したものであります。これは先の議会でご議決をいただきました地方税法の改正によるものであります。

なお、本条例につきましては、第13条の改正規定を除きまして、平成15年4月1日から適用するものであります。

また、各改正規定の適用区分につきましては、附則において規定をいたしたところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○2番（中橋友子） ご説明いただきました中の、第2条の第3項、7万円の限度額が8万円に1万円引き上げられるということですが、この引き上げの対象となる町民はどのぐらいいらっしゃるのか。

それから国の地方税制改正による今回の改定ということですが、これは管内の他の市町村におきまして同じように改正が、これからというところもあるでしょうけれども、改正の状況はどうか。わかっている範囲で、まずご説明ください。

○議長（本保証喜） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） この1万円に上げる対象者ですけれども、町内では96世帯の方が影響を受けます。

それと十勝管内においては、今のところ6町村実施する予定でございますけれども、ほかについてはち

よっとわかりませんが、ほぼ全部の市町村が8万円までの限度を上げると予定されているところがございます。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2番（中橋友子） 介護保険料の改定ということでありますけれども、結果としては国民健康保険税と合算されて徴収されておりますので、国民健康保険税の引き上げということになると思うのですよね。

それで幕別町は、今、国保の方は最高限度額が53万円、今回7万円から8万円に上げられることによって、合算しまして61万円がこの96世帯に加算されていくことになると思うのですけれども、私たちこれまで幕別町の国民健康保険税が他の市町村と比較した場合に高いということをずっと申し上げてきたところなのです。一人当たり、あるいは世帯当たり、いずれにしても管内の中では非常に高い位置にありまして、今回の引上げは限度額でありますから、当然比較的所得の高い人に対する引き上げではあると思うのですが、そうであってもやはり全体の、今でさえ高い保険税をさらに結果としては引き上がることになってしまいます。踏みとどまる市町村もあるというふうには受け止められますので、そうやって来ると全体の収入としても1万円上がっても96世帯で96万円ということになるのじゃないかと思うのですが、そうであるなら引き上げを行わないで現状維持を保ってはどうかというふうには思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（本保証喜） 民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 今、限度額の96名と。これは96名のちょっとニュアンスが違ったのですけれども、7万円の場合は96世帯が対象になりますと。8万円になった場合は上限に到達する方は72世帯であります。それで96世帯の方が7万円から8万円の間に入るということになります、全体では。そういう意味でございます。

それと、介護納付金につきましては、管内の状況も手元でございますけれども、現実、介護納付金の納付、一人当たりの金額等につきましては帯広市を抜いて幕別町は下位でございます。帯広が一番低いのであります。それで幕別町はその次にある。国から一定のルールの中で社保の支払基金から請求がまいります。その請求に基づいて一定額を納めなさいということを決まっております。それを2年後に精算というような仕組みができていますけれども、その中で幕別町は、実は介護納付金としての集めている額は請求額に満たない状況でございます。

ただ、これを満たないままでいいのかということにはなりません。これは医療費の方にかぶるという条件もできますので、それを少しでも改善していく。今回7万円から8万円に改正することによって約80万何がしの改正増になる予定であります。

こういう形で少しずつ、今いろいろな形で介護でも平成12年から制度が発足したばかりでありますのでいろいろな状況があります。その状況を見て、一定の、平年度化してきたときに本当に正しい見通しを立てながら今後見ていくというような直し方もしていきたいということでありますので、今回は本当に最小限の国の基準が変わった部分だけを改正させていただいたということであります。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2番（中橋友子） そうしますと80万円程度の負担ということは、介護保険の幕別町としてのその一定の負担をしていかなきゃならないという、今部長のご説明の中での、国が改正してきたわけですから今まで予定していたよりも、今回我が町として負担するお金というのは80万円増えていくということになるのでしょうか。

私も介護保険につきましては、ここでは40歳から64歳までの部分、それから65歳からそれ以上の部分、この介護保険についてはこれまでの議会の審議もありまして、うちの町が65歳以上は引き下げも行いましたし、これは管内でも数少なかったのですよね。そういう点で努力なされて抑えてこられたということは認識しております。

ただ、お話ししましたように、今回の提案は国保条例の改正ということで出されてきておまして、最終的には上限ということになると限度額が合算されたものが町民の方にかぶっていく。特に40歳から64歳

までは介護保険と切り離されるよりは一本という見方がありますね。そういう中で上げられていくと、今でも高いのがまた高くなるのではないかと、そういう心配がありまして、それで65歳以上も抑えたのだからこちらも抑えることができないのかというのが私どもの考えなのです。

それで前段に戻りますが、80万円の支出というのは、そのまま増えていくことになるのでしょうか。

○議長（本保証喜） 民生部長。

○民生部長（石原尉敬） ちょっと誤解されている部分があります。

第1号被保険者の2,950円にしたものと、今回のものとは若干違うのです。

実は年金から、65歳以上の方は年金から引かれますと。その部分を40歳から64歳までの方の部分の金額を言っているわけですが、今回は。その部分の7万円から8万円の引き上げということです。

ですから、単に本当に財源的には1,000万以上の金額が介護納付金としては足りていないのです、実は幕別町の場合。それを今回改正の1万円を上げたことによって80万円程度しか上がりません。そうすると足りない部分は、先ほどもご説明申上げましたけれども、医療費が昨年の10月改正、今年の4月一部負担金の改正、そういうもろもろの条件を、状況を見て一定の上げなきゃならん状況、例えば下げなきゃならん事情というものが、一定の将来的に目安がきちっとできたときにその改正はせざるを得ないと。

ただ、今は例えば12年にやったものが2年後に精算ということになりますので、平成12年に実際、請求があって払った分が14年に実は精算がありました。これについては精算として800万円が戻りました、逆に。ところが平成15年度に逆に言いますと、今度13年度の精算が400万円ほど増えるわけです。精算で逆に戻してくださいと。多く下さいというような精算もありますので、800万円戻るときもある、次の年になったら400万円が逆に払いなさいというような状態で制度的なものができて、新しいものですからなかなか平準化しないという部分もありますので。それと幕別町は、対象人員が増えております。昨年が、2,962名が3,063名というふうに増えてきておりますので、またその負担も増えてくる。併せて2年前のやつも精算も入ってくるというような状況がありまして、今制度がどうしても安定していないと、数字的に。それを当面は今限度を直していただくだけで、もう少し様子を見ながら改正をまた考えていくような状況ができるのではないのかなというふうに思っております。

○議長（本保証喜） ほかにございませんか。

（なしとの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしとの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第38号平成15年度幕別町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第38号、平成15年度幕別町一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億7,294万4,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては2ページ、3ページにございます第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

債務負担行為の補正であります。

4ページをお開きいただきたいと思います。

債務負担行為補正、追加であります。固定資産課税審査棄却決定取消請求事件訴訟委託料であります。

本件につきましては、札内に店舗を有します株式会社しまむらから、同店舗の固定資産評価額の減額を求める異議申立てに対する幕別町固定資産評価審査委員会の棄却の決定を不服といたしまして、同審査委員会の委員長を相手方といたしまして、本年4月に釧路地方裁判所に決定の取消しを求める訴えが起こされたところであります。

訴訟に至る経過についてでありますけれども、昨年7月に株式会社しまむらより、平成13年に建築をいたしました札内の店舗の固定資産評価額が、他府県と比較して異常に高いとして評価額の減額を求める異議申立てが、本町の固定資産評価審査委員会に対して行われ、弁明書、反論書のやり取りを経まして、本年1月に、同審査委員会が同店舗の評価額については、適正に評価されているとの判断により、棄却の決定をしたところ、これを不服として今回の訴訟となったものであります。

本訴訟につきましては、本町の固定資産評価審査委員会で協議いたしました結果、税の公平性の確保という大事な観点もございますことから、訴訟に応じるということを決めさせていただいたところであります。

この種の裁判につきましては、長期化及び専門性が予想されますことから、本町の顧問弁護士を訴訟代理人として応訴のための委託契約を結ぼうとするために、債務負担行為の追加補正をするものであります。

追加の内容につきましては、期間については、平成16年度から審理が終結する日の属する年度までであります。

限度額につきましては、弁護士と協議の上定める、事件が解決した際の報酬と訴訟に必要な費用の実費相当額を合計した額ということであります。

なお、ご承知のことと思っておりますけれども、市町村においては、固定資産税、都道府県については不動産取得税を課税いたしているところでありますが、この課税の基礎となる評価額の算定にあたりましては、両税とも同じく、総務省から出されております評価基準に基づきまして、評価をいたしているところであります。

このため、地方税法の中では、事務の効率化などの観点から、都道府県は、評価した家屋の価格等を市町村に通知し、また、逆に市町村が評価したものについては都道府県に通知し、それをもとに都道府県が価格を決定するというシステムとなっております。

なお、このたびの家屋につきましては、北海道十勝支庁が評価を行い、幕別町にその価格が通知され、幕別町はこれをもとにして価格を決定した物件であります。

また、この物件につきましては、以上のようなことから北海道十勝支庁長に対しましても、不動産取得税の課税処分に対しまして、「しまむら」から訴訟が提起されておまして、現在、係争中となっているところであります。

それでは歳出からご説明申し上げますが、6ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、65万円の補正額でございますが、訴訟に係る着手金及び訴訟の実費相当額を補正するものでございます。

2項の徴税費、1目税務総務費、8万6,000円の追加補正でございます。この訴訟に伴いまして、固定資産評価審査委員会の開催回数3回分を追加補正させていただくものでございます。

次に前のページに戻りまして、歳入でございますが、1款町税、2項固定資産税、1目固定資産税、73万6,000円の追加でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第39号、平成15年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役(西尾治) 議案第39号、平成15年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,100万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億7,133万円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては8ページ、9ページにございます第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

最初に歳出からご説明申し上げます。12ページをお開きいただきたいと思います。

歳出、11款繰上充用金、1項繰上充用金、1目繰上充用金、4,100万円の追加でございます。平成14年度の国民健康保険特別会計におきまして、歳入が歳出に不足する見込みとなりましたことから、会計年度独立原則の例外であります繰上充用の措置を実施するため、地方税法施行令第166条の2の規定に基づきまして、平成15年度予算に歳入不足見込額を繰上充用金として計上するものであります。

歳出の決算見込額21億8,560万円に対しまして、歳入で概ね4,100万円が不足する見込みとなりましたことから、4,100万円を計上するものであります。

なお、13年度の繰上充用につきましては、約600万円ほどの財源不足額が生じてございます。

今後の国保会計の次年度以降の見通しでございますけれども、今年度4,100万円の繰上充用額を計上させていただいた背景には、13年度の精算として支払基金、あるいは国等への精算分として約3,500万円が必要となっております。さらには先ほど言いました繰上充用分が約600万円ほどございますので、これらを合わせますと約4,100万円分が通常年度よりも過大に支出された状況になってございます。一般会計から14年度2,000万円を超える額を今までの過去の年度よりも、増額して繰入をさせていただいておりますので、ほぼ現行でいきますと、次年度以降は過年度の精算等がはっきりしておりませんので、はっきりした言い方はできませんけれども、収支の均衡が図られていくのかなど。なおかつ、次年度以降、赤字額については縮小していくというふうに、現段階では判断をいたしております。

続きまして歳入でございますが、10ページをお開きいただきたいと思います。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額3,200万円であります。2目退職被保険者等国民健康保険税100万円の追加でございます。

3款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金、1目療養給付費等交付金、800万円でございます。過年度分の精算による追加補正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(本保証喜) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(本保証喜) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第40号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第40号、工事請負契約の締結につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

最初に議案の2ページをお開きいただきたいと思います。

契約の目的につきましては、幕別北ふれあい交流館建設工事の建築主体工事であります。

平成15年5月21日に、藤原・堂前経常建設共同企業体、佐藤・大野経常建設共同企業体、宮坂建設株式会社、萩原建設工業株式会社、川田工業株式会社の5社によりまず指名競争入札を執行いたしましたところ、1億531万5,000円をもちまして、藤原・堂前経常建設共同企業体の落札となりましたことから、同企業体の代表であります、幕別町旭町91番地、藤原工業株式会社代表取締役藤原治氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、工期につきましては、平成15年12月15日までを予定いたしております。

本施設につきましては、高齢者の介護予防、福祉の向上及び健康増進を図ることを目的といたしまして、道の「介護保険関連サービス基盤整備補助事業」の採択を受けまして、全額道補助によりまして建設するものであります。

議案の説明資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

建設位置につきましては、旭町18番地の7、18番地の11であります。

続きまして、説明資料の4ページでありますけれども、建物の構造規模につきましては、鉄筋コンクリート一部鉄骨造平屋建てでありまして、延べ床面積につきましては、550.72平方メートルであります。

多目的ホール、交流室、談話室、相談室、調理室を配置いたしまして、各スペースの機能に応じまして、事業を実施するものであります。

立面図につきましては、資料の5ページをご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[特別委員会の設置]

○議長（本保証喜） 日程第7、市町村合併調査特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

市町村合併問題の検討を行い、町の方向性等を調査するため、議長を除く全員の議員で構成する市町村合併調査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中も調査できるものをお願いいたします。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は市町村合併問題の検討を行い、町の方向性等を調査するため、議長を除く全員の議員で構成する市町村合併調査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中も調査できるものとするに決定いたしました。

なお、名称、定数、期間等につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[閉会宣告]

○議長（本保証喜） 以上をもって、本臨時会に付議されました議件は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成15年第3回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

(10:29 閉会)